

# 吸わない人には、吸わせない

## 平成22年4月1日施行「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定

神奈川県では、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定し平成22年4月1日から施行します（ただし、第2種施設（飲食店など）に係る罰則の規定は平成23年4月1日施行）。

この条例は、受動喫煙\*による健康への悪影響を防止するため、公共的空間における新たなルールを定めたものです。

\*室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること

☎神奈川県健康増進課たばこ対策室 ☎045-210-5015・5025

### 条例の規制内容 どのようなルール？

不特定または多数の人が出入りすることができる空間（公共的空間）を有する施設（公共的施設）において、受動喫煙を防止するためのルールを定めた条例です。

#### ●第1種施設（禁煙）

学校、病院、劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通機関、図書館、社会福祉施設、官公庁施設など

#### ●第2種施設（禁煙か分煙を選択）

飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオケボックスなどの娯楽施設、その他のサービス業を営む店舗（クリーニング店、不動産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所など）

- ◆屋外や、特定の人しか出入りしない住居・事務室などは、対象外です。
- ◆施設の入口に「禁煙」、「分煙」などの表示が義務付けられます。
- ◆喫煙所や喫煙区域へは未成年者の立入が禁止されます。
- ◆喫煙所は、すべての施設に設置が可能です。
- ◆マージャン店、パチンコ店などの風営法対象施設、小規模な飲食店や宿泊施設は、規制が努力義務となります。（特例第2種施設）



条例の情報は、神奈川県のホームページでご覧いただけます。県トップページから県政キーワード「たばこ対策」よりアクセスしてください。  
神奈川県ホームページ  
<http://www.pref.kanagawa.jp>

#### 罰則が適用されます。

禁止区域でたばこを吸った人、条例で規定された義務を履行しない施設管理者に対しては、罰則として過料（金銭を徴収する罰）が規定されています。（第23条）  
なお、第2種施設に係る罰則規定は、平成23年4月1日から施行されます。

### 分煙を選択した飲食店の例



熱心に説明を聞く子どもたち

## 開成南小学校建設現場を 開成小学校児童が見学

5月21日（木）、開成小学校3年生の児童170人が「まちたんけんにでかけよう」という授業の一環として開成町の南部を見学しました。「まちたんけんにでかけよう」とは、子どもたちが自分の住んでいる地域を歩きながら、さまざまなことを発見し、学習するものです。今回は、来年4月に開校する開成南小学校の建設現場も探検（見学）することで、どのように学校ができるかを学びました。



完成予想図を見ながらできあがりイメージしました

建設現場で、子どもたちは町担当職員の説明を熱心に聞いていました。質問時間では「プールはあるのか」「教室数はどのくらいあるのか」「グラウンドの大きさはどのくらいで、サッカーはできるのか」「4階建てのような高い建物が普通なのに、なぜ2階建てなのか」など多数の質問がありました。子どもたちは来年4月の開校にさまざまな思いをめぐらせている様子でした。

◎教育総務課

☎84-0324

## 合併検討会が開催されました

〔平成21年度第1回委員会の概要〕

平成21年度第1回委員会が5月21日（木）に、県小田原合同庁舎で開催され、市町村合併に係る国県の動向や任意合併協議会研究会における検討の状況などが話し合われました。

**市町村合併に対する国県の動向**  
内閣総理大臣の諮問に基づき、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて審議を行っている、第29次地方制度調査会の答申素案が公表されたことにより、今後の市町村合併に対する国の動向が見えてきました。

答申素案によると、「全国的な合併の推進は、平成22年3月末までで一区切り」とする一方で、「平成22年4月以降に自ら合併を推進しようとする市町村を対象とした特例法が必要」としており、平成22年3月末の合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）の適用期限後も引き続き国としての支援を継続することが適当としています。

また、合併検討会では、「県西地域の合併検討に対しては今後引き続き支援をする」という県の方針についても説明がありました。  
こうした国県の動向に対し委員からは、「県西地域で合併が行われた場合の県の財政支援策を具体的に示して欲しい」「国県の財政支援に左右されることなく大きな視点で合併について議論すべき」などの意見が出され、引き続き国県の動向に注視しながら議論を進めることが了承されました。

#### 研究会における検討状況

研究会では、各首長が委員会で県西地域における合併の方向性について判断する上で必要な、合併がもたらす財政的効果の把握やその効果の活用方策などの調査検討を進めています。

今回の委員会では、この作業をより効果的に進めることを目的として、研究会における論点について意見交換を行



第1回委員会の様子

◎企画政策課

☎84-0312

※委員会の概要や配布資料は、県西地域合併検討会ホームページをご覧ください。  
☎<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gappei/>

い、2市8町の共通認識の構築を図りました。  
委員からは、「任意合併協議会に移行した場合に備え地域の将来像についてしっかりと議論ができるように基礎資料をそろえて欲しい」「研究会の検討結果について中間報告を受ける秋以降に委員会において徹底した議論を行う必要がある」などの意見が出されました。